

令和7年 第82回定例会

坂井地区広域連合議会会議録

令和7年8月22日開会

令和7年8月22日閉会

坂井地区広域連合議会

令和7年 第82回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（令和7年8月22日）

○議事日程	3
○出席議員	4
○地方自治法第121条により出席した者	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○広域連合長招集挨拶	5
○開議の宣告	8
○議席の一部変更について	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○諸般の報告	9
○副議長の選挙	9
○一般質問（12番 伊藤聖一議員）	11
○ 〃 （15番 永井純一議員）	19
○ 〃 （7番 野沢裕希議員）	27
○ 〃 （16番 北浦博憲議員）	31
○認定第1号から認定第3号の一括上程、提案理由の説明	36
○認定第1号から認定第3号の質疑、討論、採決	39
○議案第8号から議案第10号の一括上程、提案理由の説明	43
○議案第8号から議案第10号質疑、討論、採決	46
○議案第11号の一括上程、提案理由の説明	47
○議案第11号質疑、討論、採決	48
○議員派遣について	48
○閉議の宣告	48

○広域連合長閉会挨拶	49
○閉会の宣告	49
○署名議員	50

1 第82回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

令和7年8月22日(金)
午後1時15分開議

- 日程第1 議席の一部変更について
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 副議長の選挙
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 認定第1号 令和6年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和6年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和6年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第8号 令和7年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第9号 令和7年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第10号 令和7年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第11号 財産の取得について
- 日程第14 議員派遣について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

1 番 中 嶋 瑞 希	2 番 佐 藤 岳 之	3 番 廣 瀬 陽 子
4 番 関 山 耕 人	5 番 鍋 嶋 邦 広	6 番 岡 部 恭 典
7 番 野 沢 裕 希	8 番 山 田 秀 樹	9 番 上 坂 健 司
10 番 南 良 一	11 番 松 本 朗	12 番 伊 藤 聖 一
13 番 見 澤 勇 三	14 番 川 畑 孝 治	15 番 永 井 純 一
16 番 北 浦 博 憲	17 番 畑 野 麻美子	18 番 北 島 登

4 欠席議員（0名）

5 説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池 田 禎 孝	副広域連合長	森 之 嗣
事務管理者	新 開 和 典		
事務局長	村 中 順 子	事務局次長	江 川 欣 男
代表監査委員	山 口 徹	(午後3時12分 退 出)	

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局書記	伊 藤 昭 平	議会事務局書記	奥 出 宇 啓
議会事務局書記	小 嶋 俊 樹	議会事務局書記	長谷川 浩 幸

7 議事の経過

午後1時15分 開 議

第 8 2 回坂井地区広域連合議会定例会

(午後 1 時 1 5 分 開議)

○事務局補佐 (伊藤昭平) 御起立願います。一同、礼。ご着席願います。

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長 (川畑孝治) ただいまの出席議員は 1 8 名であります。定足数に達していますので、これより第 8 2 回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長 (川畑孝治) 開会にあたり、広域連合長から招集の挨拶があります。
池田広域連合長。

○広域連合長 (池田禎孝) 本日ここに第 8 2 回坂井地区広域連合議会定例会を招集いたしましたところ議員各位には、公私ともにご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼もお礼申し上げます。

また日頃は広域連合の事業の推進に当たり、ご理解とご支援をいただいておりますことに対し、重ねてお礼申し上げます。

初めに今月 1 0 日から 1 1 日にかけての豪雨により特に福岡県や熊本県に甚大な被害が生じております。

お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げ、1 日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて本広域連合でございますが、平成 1 2 年の設置から 2 5 年が経過しております。

介護保険制度も同年に創設され、これまでに介護予防施策の総合事業の開始、あるいは認知症施策のための規定など、3 年 1 期のサイクルで制度の大きな見直しも行われてきております。

また、現在は広域連合の第9期の介護保険事業計画の中でございまして、今年は3年1期の中間の年度となりますことから、進捗確認と評価をしっかりと行い、地域住民の介護ニーズの変化に迅速に対応できるよう万全を尽くしてまいりたいと考えております。

それでは、各課の所管事項について、本年4月から7月までの4か月間における行政報告を申し上げます。

初めに、総務課所管から申し上げます。

まず、代官山斎苑の利用状況でございますが、坂井市三国町で73件、あわら市で99件、準管外で3件、管外で1件の、合計176件となっております。

また、霊柩車の使用状況でございますが、坂井市三国町で67件、あわら市で85件、準管外で2件、管外で1件の、合計155件となっております。

今後も、市民に対するサービスの質を落とさないよう、指定管理者への指導を徹底するとともに、代官山墓地の貸付けについても、さらなる利用者の増加に向けて広報活動を積極的に取り組んでまいります。

次に、さかいクリーンセンターの運営状況について申し上げます。

受入状況は、生し尿が599キロリットル、浄化槽汚泥等が2,748キロリットル、合計3,347キロリットルで、前年度同期と比較しますと、1.9%の増加となりました。

また、肥料の配布状況につきましては、注文に応じ生産してございまして、配布量は814袋となっております。前年度同期と比較しますと、360袋、79.3%増加しています。

今後も多くの市民の方にご注文いただけるよう、周知を行ってまいります。

次に、広域連合建物改修工事の進捗について申し上げます。

5月26日に株式会社伊藤工務店と契約を締結し、11月30日までの工期で建物の外壁改修と防水工事を行っております。

今後も適切な施設管理を行い、建物の長寿命化に努めてまいります。

続きまして、介護保険課所管の、介護保険料の当初賦課の状況について申し上げます。

先月7月10日に年金からの特別徴収と普通徴収を合わせた35,557人に対し、納入通知書を発送しました。

調定額の総額は約28億2,409万円となっており前年度と比較し、約5,100万円、1.8%の増となっております。

今後も適切な賦課決定と債権管理を徹底し、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、保険給付費の支払い状況でございますが、7月支払分までの合計額が、27億8,545万円となっており、前年度同期と比較し、約4,181万円、1.5%の増となっております。

給付費は年々増加すると予測されますが、今後、更に介護事業所や医療機関など連携を図りながら、必要なサービス提供に努めてまいります。

次に、介護給付費等適正化事業について申し上げます。

介護保険サービス事業所や施設に対する指導ですが、7月末までに、12事業所に対して運営指導を実施しました。

令和8年1月までには、今年度の計画どおり、43事業所の運営指導を終了する予定です。

事業者が関係法令を遵守し、サービスの質の向上が図られるよう、運営指導や研修会の開催を通じて、育成と支援を行ってまいります。

次に、介護人材就業応援奨励金交付事業の状況について申し上げます。

新たな介護職員の雇用支援する「就業奨励金」および新たな資格取得を支援する「キャリアアップ奨励金」を、7月末までに46名に対し285万円を支給決定しております。

介護人材の担い手確保は、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるための最も重要な課題でありますので、これらの課題解決に向け、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

また、今回、提出する議案でございますが、令和6年度歳入歳出決算認定に関するもの

3議案、令和7年度補正予算に関するもの3議案、財産の取得に関するもの1議案、あわせて7議案の審議をお願いするものであります。各議案の内容、提案の趣旨については、後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

◇開議の宣告◇

○議長（川畑孝治） これより本日の会議を開きます。

○議長（川畑孝治） 本日の議事日程は、お手元のとおりであります。

◇議席の一部変更について◇

○議長（川畑孝治） 日程第1、議席の一部変更についてを行います。このたび、あわら市市議会の改選により、あわら市選出の議員が一部代わられましたので、議席の一部を変更いたします。

変更した議席はお手元に配付のとおりでございます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（川畑孝治） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番 廣瀬陽子議員、4番 関山耕人議員を指名いたします。

◇会期の決定◇

○議長（川畑孝治） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

◇諸般の報告◇

○議長（川畑孝治） 日程第 4、諸般の報告をいたします。地方自治法第 121 条の規定により、議長から出席を求めた者を報告いたします。池田広域連合長、森副広域連合長、新開事務管理者、村中事務局長、江川事務局次長、山口代表監査員、以上であります。次に、議会事務局補佐がその他の報告をいたします。議会事務局補佐。

○事務局補佐（伊藤昭平） 報告いたします。本定例会に広域連合長より提出されました案件は、認定 3 件、議案 4 件でございます。次に、閉会中の動向についてですが、坂井地区広域連合議会委員会条例第 7 条第 1 項により、南良一議員、野沢裕希議員兩名を議会運営委員会委員に指名し、委員の互選により山田秀樹議員が委員長、南良一議員が副委員長に決定しました。以上、報告を終わります。

◇副議長の選挙◇

○議長（川畑孝治） 日程第 5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項、第 3 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長（川畑孝治） お諮りします。

指名の方法については、議長が指名すること にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

○議長（川畑孝治） 副議長に、北浦博憲議員を指名します。

○議長（川畑孝治） お諮りします。

ただいま、議長が指名しました北浦博憲議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました北浦博憲議員が副議長に当選されました。

○議長（川畑孝治） 副議長に当選されました北浦博憲議員が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

北浦博憲議員の副議長、当選承諾の挨拶を求めます。

北浦博憲議員。

○副議長（北浦博憲） お許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。ただ今、副議長に選任していただき、大変光栄に存じております。これも皆様のご好意によるものと、心より感謝申し上げます。

現在、副議長としての責任の重さを痛感しており、一層の努力が求められると感じております。これから副議長として職務を全うし、力いっぱい努めてまいりたいと考えております。

川畑議長の補佐をしつつ、議員の皆様方のお力を借りながら円滑な議会運営に努めてまいります。どうか今後とも、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。

◇一般質問◇

○議長（川畑孝治） 日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問の時間は質問者の質問及び理事者側の答弁の時間を併せ30分間です。また、終了5分前になりましたらベルを鳴らします。

それでは、通告順に従い、12番、伊藤聖一議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 12番、伊藤聖一議員。

○12番（伊藤聖一） 12番伊藤聖一であります。

今回、外国人介護職員の集い事業についてと訪問介護への独自政策の2点について、一般質問をいたします。

まず、最初に外国人介護職員の集い事業についてお伺いをいたします。

介護施設の人手不足は深刻で施設は配置基準を目指すために外国人人材を積極的に採用するようになってきました。介護の仕事は高齢者のお世話をすることであり、介護職員は利用者さんとのコミュニケーションは欠かすことのできない重要な要素であります。

外国人介護職員も一定レベルの日本語を習得した優秀な人材だと思います。

ところが介護を受ける高齢者の人たちには、福井弁を多用する人も多くいるのではないかと想像いたします。

介護をする人、される人、相互の信頼関係を高める上でコミュニケーション力向上は重要ではないでしょうか。外国人介護職員が簡単な福井弁が理解できることは大変役に立つことと思われまます。

そこで以上の2点のことを踏まえ、質問をいたします。

まず、最初に広域連合管内において雇用形態別に何人の外国人介護職員が働いているのでしょうか。

また、外国人介護職員の集いに参加される人数はどの程度なのでしょう。

2点目に外国人介護職員の集いの中で遊びながら福井弁を理解できるような工夫はできないでしょうか。お伺いをいたします。

次に、訪問介護への独自支援策についてお伺いをいたします。

昨年の訪問介護基本報酬引き下げの影響から、収益が悪化し、訪問介護からの撤退や廃業する事業者の増加が問題視されています。8月10日付新聞では訪問介護事業者の倒産が2年連続で過去最高を更新し、今年1月から6月の期間で前年比12.5%増であると報道されています。

そのような状況からか地方議会には介護報酬引き上げを要望する意見書採択の請願が提出されていますが、今のところ見直しされる動きはなく、次期の介護報酬改定時に見直しされることが望まれます。

介護報酬の引き上げは、保険料の算定に直結するため、保険料を抑える観点から最小限のアップであって欲しいと思います。そもそも、介護保険料が高くなってきた要因の一つに介護給付費の財源の中で、1号被保険者が負担する割合が介護保険制度導入時と比べて増えている点にあると思っています。

訪問介護事業に戻りますが、厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会資料から介護報酬改定による事業所の収入の変化、都市部についてですが、見てみますと訪問介護だけが改定前との比較で95.7%の収入となっております。先ほどの全員協議会の中で地方の部分は99.2%というような説明がありましたのでそれもちよっと付け加えておきますが、明らかな減収となっていると思います。

そのような中で、経営が悪化した事業所を支援する自治体も出てきました。その多くは定額での補助金の交付ですが、坂井市との連携を深めている品川区では、引き下げ前との差額分を補填する支援策を決めたようであります。

坂井地区広域連合のこれまでの取り組みの中で、ある老健施設が認知症対応で短期集中リハを独自に取り組んだことに対し、広域連合が給付費の加算をしていたという私の

記憶がありますが、今回の訪問介護事業への支援を検討すべきではないかと感じております。

そこで4点について質問いたします。

まず、最初に当広域連合でこれまでに上乘せ補助や横出し補助を実施したことはありますか。

2番目に給付費の1号被保険者保険料の負担割合は第1期と第9期それぞれ何%でしょうか。また、第1期の負担割合で計算すると、第9期の保険料はいくらになるのでしょうか。

3番目に第9期介護保険報酬改定による訪問介護事業者の収益の影響は実績でどれくらいなのでしょう。

最後4点目として訪問介護事業において介護報酬改定前との差額分について、補填をしてはどうでしょうか。以上で最初の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治）新開事務管理者。

○事務管理者（新開和典）私の方から伊藤聖一議員の外国人介護職員の集い事業に関しての、まず1

点目の広域連合管内における雇用形態別、外国人介護職員の人数また、外国人介護職員の集いに参加される人数についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

現在、当広域連合管内に在籍します外国人介護職員数は、令和6年10月1日時点で、ベトナムなど6カ国で総数68名となっております。増加傾向にあります。

また、雇用形態別では、正社員としての雇用がほとんどでございました。在留資格の内訳では、特定活動が8名、介護が1名、技能実習が14名、特定技能が30名、留学などで15名となっております。

次に、外国人介護職員の集いへの参加者数についてでございます。

定員10名に対しまして、令和6年度が9名、令和7年度が8名の方の参加がございました。そのうち2名は昨年も御参加されてございます。参加後のアンケートの結果では、8名全員の方から参加してよかった、そして、またこのようなイベントに参加したいという感想をいただいております。

続きまして、2点目の外国人介護職員の集いの中で遊びながら、福井弁を理解できるよう工夫はできないかのご質問でございます。

令和7年度の外国人介護職員の集いの参加者の方から、福井弁がわからないときがあり、利用者とのコミュニケーションで困っているのご意見がございました。集いでは、日常的な場面で使われる坂井地区の特徴的な福井弁を交えながら、レクリエーション方式で学習し、コミュニケーション技術の向上を図ってございます。

福井弁を理解していただくためには、働くことの魅力と働きやすさを感じながら長期間勤務をしていただくということが大変重要であると考えております。

また、議員ご指摘のとおり、ゲーム形式などの遊びを取り入れた福井弁の習得方法なども効果的であると考えてございますので、今後も外国人介護職員のご意見を聞きながら、研修内容を工夫してまいりたいと考えてございます。

広域連合としましては、人材不足が深刻な介護サービス事業所におきまして、外国人介護職員の皆様は、特に重要な人材であると考えてございます。引き続き、坂井地区内において、安心して長期的に就労できる環境整備を、実態把握しながら積極的に推進してまいりたいと考えてございます。

次に、訪問介護への独自支援策についての1点目、これまでに上乘せ補助や横出し補助を実施したことはないかのご質問でございます。

広域連合ではこれまでに上乘せ補助や横出し補助と言われるものは実施してございませんが、定期巡回、随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護について独自の報酬加算を設けてきてございます。

これらに関しては、在宅で医療と介護が必要となる方により長く在宅生活を継続していただけるよう、令和元年10月より導入をしてございます。

次に2点目の給付費の1号被保険者保険料の負担割合は、第1期と第9期それぞれの何%かまた、第1期の負担割合で計算すると、第9期の保険料はいくらになるのかとのご質問でございますが、介護保険制度は、介護給付費の財源を公費と被保険者の保険料で賄ってきてございます。

その負担割合は、3年ごとの介護保険事業計画で調整をさせていただいてきてございます。介護給付費の1号被保険者保険料の負担割合は、第1期介護保険事業計画では17%、第9期では23%になってございます。

これは高齢化の進展や介護サービスの利用増加に伴いまして、その割合が段階的に引き上げられてきているためでございます。また、第1期介護保険事業計画の負担割合で、第9期の保険料を計算した場合の第1号被保険者の月当たりの介護保険料については、4,600円になります。

次に3点目の令和6年度介護報酬改定による訪問介護事業者の収益への影響は、実績値でどのくらいかとのご質問でございます。

ご承知のとおり、令和6年度の介護報酬費の改正におきまして、訪問介護の収支差率が他のサービスと比較して高いといったことから、報酬の適正化を図る目的で訪問介護事業所の基本報酬が全体的に引き下げられ質の高い、きめ細やかなサービスの状況に応じた処遇改善加算の加算率の引き上げが行われてまいりました。

この改正による訪問介護事業所の収益の影響に関し、訪問介護の給付費の実績では、令和6年度は約3億2,551万円となり、前年度と比較しまして約2,304万円の増額、年間件数におきましても、6,103件で58件増加してございます。

また、介護サービス情報公開システムで経営状況を確認しましたところ、7月末現在で、坂井地区内の18事業所のうち11事業所が財務関係資料を公表してございます。そのうち8事業所が黒字、3事業所が赤字となっております。

なお、令和元年度から令和6年度までの間で、6事業所がサービス提供を廃止してきてございますが、4事業所が新設をされてきております。

このようなことから、坂井地区におきましては、今のところ介護報酬改定において深

刻な影響はないものと捉えております。

次に4点目の訪問介護事業において、介護報酬改定前との差額分について補填をしてはどうかといったご質問でございます。

国が令和6年度に実施いたしました調査によりますと、訪問介護事業所の介護保険収入の減収率は、中山間地や離島を除いた地方におきましては、都市部ほど大きな減収率となっていない状況でございます。

先ほどのご質問でもお答えしておりますとおり、坂井地区内の訪問介護事業所が、介護報酬改定の影響により、直ちに経営困難に陥っているといった状況にはございません。需要と供給においてもサービスは足りているものと捉えてございます。現時点では介護報酬改定との差額分の補填については、考えていない状況でございます。

しかしながら、坂井地区内の訪問介護事業所は、小規模な事業所も含め、全体的にヘルパーの高齢化や原則としてヘルパー1人で利用者の自宅を訪問するサービス形態でございますことから、特に人材確保の課題がございます。このことが経営に大きな影響を及ぼすものと認識してございます。

引き続き、坂井地区内の事業所の経営状況など実態把握に努めながら、訪問介護事業所に対して、介護サービスの質の向上に向けた支援に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 12番、伊藤聖一議員。

○12番（伊藤聖一） 12番伊藤です。再質問を少しさせていただきたいと思っております。まず、外国人労働者の集いについてですが、昨年の10月末現在で70名弱の方がいらして、そのうち参加が8名または9名とかというお話だったと思っております。ちょっと少ないかなという気がしますが、ここをもう少し増やすような何か方策は考えてらっしゃいますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） はい。ただいまの集いに関しましてのご質問にお答えします。確かに定員が10名に対して、参加者が8名または9名ということで、開催規模としては少ない状況でございます。

介護労働安全センターの委託している事業でございます、その職員の関係もありますので、比較的小規模の開催とさせていただきます。

しかしながら、先ほどご答弁させていただきました内容のとおり、外国人人材につきましては、この坂井地区内で非常に重要な人材だと考えております。比較的经验年数が浅い方が多いので、こういった集いも含めまして、離職の防止と定着を図る施策を今後継続して取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 12番、伊藤聖一議員。

○12番（伊藤聖一） 規模の開催については、それ自体は良いと思いますが、外国人を斡旋する仲介業者は多く存在しています。どこか1か所に委託する方法よりも、小規模開催でいくつかの事業所で回数を増やすことで、自分の事業所が抱える外国人の参加が増え、参加者が増加する可能性があると思います。そういった点も踏まえて、回数を増やしたり委託先を増やしたりすることを検討していただければと思いますので、一度ご検討ください。

次に、訪問介護事業者に関してですが、結論から申し上げますと、先ほどの全協での答弁にもありましたが、坂井地区においては訪問介護事業者の減収はあまり見られない、先ほどの比較で99.2%ということは、ほとんど報酬改定前と変わらないということなのではないかと思っております。これが3番目の質問の実績値の中でも明確に表れているので

はないかと考えます。

とはいえ、先ほど畑野議員からも指摘がありました。現状をそう捉えていただいても構いませんが、しっかりと経過を観察することが大切だと思います。現在は影響がないとはいえ、今後人材の問題が発生するかもしれませんので、経営が厳しくなる可能性がある場面では、何らかの支援が必要になるかもしれません。

今ほどの連合長の挨拶の中にもありましたが、運営指導が行われると思います。実は坂井市の常任委員会の視察で宇都宮に行った際に聞いた話から、非常に考えさせられました。そこでは指導という言葉を使わず、今は支援という表現が主流だそうです。運営指導というと、上から業務や経営状況を俯瞰し、不具合を指摘するイメージがありますが、より健全な運営を目的とした支援のため、運営指導から運営支援に名称を変更する方が良いのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） はい、指導のあり方についてのご質問ですが、役割といたしまして、法令に基づいた行政指導とか改善命令に関して、こういったものは法令に基づくものでございますので、厳しく公平に指導や検査をしていきたいと考えております。

ただ、これだけでは坂井地区の事業所の健全な運営は行えないと思いますので、当然、指導を行い、研修などを繰り返し実施しながら、事業所の経営安定につながる支援も併せて行いたいと考えております。

こうした指導と支援と一見相反する行為と思われそうですが、事業所の気持ちを汲みながら上手に進めてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 12番、伊藤聖一議員。

○12番(伊藤聖一) はい。すいません突然ちょっと違うような話になってしまって大変恐縮ですが、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

最後になりますが、訪問介護事業所への支援について触れた中で、第1号被保険者の保険料について少しお話しします。結論から言ひますと、現在、第9期の保険料は6,200円です。それが第1期と同じ負担割合で計算すると4,600円になり、非常に大きな差が生じますが、ここで議論しても仕方がありません。

これは国が決めていることなので、答弁を求めるともありませんが、決算の中でも、実績値で見ると、国の負担は20%しかなく、県と市は約13%で、公費50%に到達していません。ほとんど第1号被保険者や第2号被保険者の保険料の方が、国の元々の設定よりも多くの負担をしています。だからこそ、介護報酬をわずかな部分見直すよりも、まず、その点を見直ししてほしいというのが私個人の思ひです。しかし、それを言っても仕方がないので、そういう現状の中で決算の質問の中でも黒字や赤字の問題など、いろいろあったと思ひます。

大変苦勞はあると思ひますが、あと7年度、8年度について、7年度はほとんど済んでしまってますが、来年には10期の計画策定も入ると思ひるので、そのときにはまたしっかりと様々な実情を踏まえて、良い計画を作っていただきたいという要望を申し上げて、終わります。

○議長(川畑孝治) 通告順に従ひ、15番、永井純一議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(川畑孝治) 15番、永井純一議員。

○15番(永井純一) 皆様、こんにちは。坂井市の永井純一でございます。

議長のお許しを得まして、通告に従ひまして一般質問をさせていただきます。

「これからの坂井市区の介護の安心について」ということで、質問をいたします。

今年は団塊世代が全て75歳以上となり、全国で認知症高齢者数が471万人、軽度認知障害、MCI高齢者が564万人、要介護・要支援の認定者数は約718万人におよびます。要介護・要支援の人の65歳以上に占める割合は約20%であります。75歳以上になるとそれが2倍以上になり、今後、要介護者が急激に増えることが見込まれています。

これを踏まえまして、市民のお声を聞きますと、全ての人が介護に直面をしていく。また、脳梗塞、転倒により介護は急におとずれるというお話を聞き、実感をするところがございます。

しかし、現場は訪問介護をはじめ、全てのエッセンシャルワーカーの人手不足が進んでいきます。医療・介護は「命のインフラ」であります。これまで、2025年問題の課題として多くの議員さんが取り上げてまいりました。

その本年がその2025年であります。これからの坂井地区の介護について「命のインフラ」を堅固にして、皆様の安心、本当の意味でのウェルビーイングを実感する介護体制について現状および今後の取り組みについてお伺いいたします。

1つ目に、坂井地区の介護施設の定員数、受け入れ可能数と入所者数、職員数を教えてください。

2番目に、訪問介護の対象者数と訪問介護員の人数を教えてください。

3番目に、要介護要支援の人の増加が見込まれていますが、坂井地区の予想を教えてください。

4番目に、それに対して介護施設整備の予定はありますか。

5番目に、今後を考えますと介護者の年金収入が低い人が増えてくるという、そういうことを考えていきますと、訪問介護が増えると予想しますが、体制強化について見解をお伺いいたします。あわせて、当広域連合の強みでもあります医療と介護の連携の現状と、介護者像を見越した展開についてお伺いをいたします。

6番目に、介護従事者の負担軽減について介護ロボットの普及はどの程度進んでいるのか、また今後のさらなる取り組みをお伺いいたします。

7番目に、介護従事者の処遇改善についての現状と今後の取り組みをお伺いいたします。さらなる賃上げで安定収入が必要であります。特に、ケアマネジャーの処遇改善についてお伺いいたします。個人的には、選ばれる職業として介護従事者の公務員化を目指すことは有効であると考えていますが、連合長の見解をお伺いいたします。

8番目に、やはり介護予防がますます重要になってきます。これまでも取り上げていますが、さらなる取り組みの強化に向けての見解と、市民の健康・介護体制の充実が本当の意味でのウェルビーイングとなると考えますが、連合長の見解をお伺いいたします。以上、一般質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 村中事務局長。

○事務局長（村中順子） 最初に、1点目の坂井地区の介護施設の定員数と現入所者数および現職員数は、とのご質問にお答えします。

坂井地区の介護施設の定員数は、令和7年7月末現在で、介護老人保健福祉施設が8か所、介護老人保健施設が6か所、合計14か所で886名となっております。また、現在の入所者数に関しましては、令和7年7月審査分の実績で、坂井地区の被保険者で743名です。なお、坂井地区の施設に坂井地区以外の方が入所されていることもありますので、施設に空きがあるということではございません。

また、地域密着型介護老人保健福祉施設は9か所あり、定員は235名、現在の受け入れ数は223名となっております。この施設は、坂井地区に住所がある方のみ入所できる施設でございますが、入院中などにより実績には上がってこない方もいると思われま

す。

なお、現職員数については、国が行った令和6年度介護従事者実態調査の結果では、令和6年10月1日現在で531名となっております。

次に2点目、訪問介護の対象者数と訪問介護員の人数の現状は、とのご質問にお答え

します。

訪問介護の対象者数は、令和7年7月審査分の実績で438名、訪問看護師は、令和6年10月1日現在で272名となっております。

次に3点目、要介護要支援の人の増加が見込まれているが、坂井地区の予想は、とのご質問にお答えします。

第9期介護保険事業計画にもありますように、後期高齢者は2040年まで徐々に上昇し、これに伴いまして、要介護・要支援者も緩やかに増加すると見込んでおります。このことにより、介護期間の長期化や医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加を予想しております。

次に4点目、介護施設の整備予定は、とのご質問にお答えします。

第8期介護保険事業計画で整備目標は達成されておりました、第9期介護保険事業計画では、介護施設の新規整備は行わない予定です。なお、来年度が第10期介護保険事業計画の策定の年となりますので、十分に現状を把握し、整備が必要であれば計画に盛り込んでいく予定としております。

次に5点目、訪問介護の増加に伴う体制強化について、および医療と介護の連携の現状、並びに介護者像を見越した展開は、とのご質問にお答えします。

訪問介護の体制強化と介護者像を見越した展開につきましては、坂井地区において2040年に向けて働き手世代の減少が進行する一方で、一人暮らしの高齢者が増加することが見込まれます。掃除・洗濯・ゴミ出しなどの生活支援は、訪問型サービスB事業の提供を中心に、構成市と連携して体制強化を図っていきたいと考えております。

また、医療と介護の連携の状況につきましては、広域連合では坂井地区医師会をはじめとする関係団体とともに、在宅ケア推進連絡協議会を年2回開催し、医療と介護の連携に関する問題や課題解決に向けた協議を継続して行っております。

具体的には、厚生労働省の在宅医療・介護連携推進事業の手引きによりまして、令和6年度において、日常の療養支援・入退院支援・緊急時の対応・看取りの4つの場面ごとの課題を洗い出し、取り組み内容を整理しながら、今年度より坂井地区医師会や介護関係

者とともに実践しているところです。

引き続き関係機関と連携を図りながら、課題の解決と介護従事者の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

次に6点目、介護従事者の負担軽減について、介護ロボットの普及はどの程度進んでいるのか、また今後のさらなる取り組みは、とのご質問にお答えします。

坂井地区内135事業所を対象に、介護ロボットの導入状況を調査したところ、導入済みが30%、未導入が64%、導入予定が6%でした。

また、ICT導入状況につきましては、導入済みが69%、未導入が25%、導入予定が6%でございました。

この結果から、介護ロボットの導入事業所は依然として少数である一方、ICT導入が進んでいることがわかります。

国や県において、介護ロボットやICT導入に関する補助金を交付しておりまして、広域連合といたしましては、ケアプランデータ連携システムの導入推進など、介護現場の生産性向上のための支援を継続して取り組んでまいりたいと思っております。

次に7点目、介護従事者、特にケアマネジャーの処遇改善の現状と今後の取り組み、および選ばれる職業として介護従事者の公務員化を目指すことについて有効であると考えが見解は、とのご質問にお答えいたします。

現在、坂井地区内のケアマネジャーの人数は31事業所、114名が勤務しており、医療ニーズが高い高齢者や認知症の高齢者など、複合的な課題を抱えている世帯の増加に伴い、社会的に大きな期待が寄せられているところです。

その一方で、利用者や家族からの幅広い相談や依頼に対し、ケアマネジャーが対応せざるを得ない状況にあり、いわゆる「シャドウワーク」を含め、業務が増加している状況にあります。

このことから、国においてケアマネジャーの業務や居宅介護支援事業所、地域包括支援センターにおける業務のあり方や研修のあり方、人材確保と定着に向けた方策について検討が進められております。

また、国が令和6年度に実施した介護従事者処遇改善状況実態調査の結果では、ケアマネジャーの平均基本給与額が令和6年度9月時点で29万340円となり、前年同期と比較して1万840円上昇しておりました。

さらなる賃上げを通じた安定収入の確保は、介護従事者の確保と介護サービスの質の向上に直結する極めて重要な課題であります。賃金水準の改善だけでなく、勤務条件の改善、キャリア形成の整備を同時に進める必要があるため、引き続き総合的な人材確保対策と事業所育成を確実に進めてまいりたいと思っております。

介護従事者の公務員化については、議員ご指摘のとおり、賃金や雇用の安定という点で一定の効果が期待できますが、財政負担の問題や民間事業所との待遇差の拡大などの問題が生じる可能性があると考えます。なお、公務員化の是非や制度設計は、広域連合単独で結論を出すのは難しく、国や自治体、事業所、関係団体を含めた幅広い検討と調整が必要であると認識しております。

最後に8点目の介護予防の取り組みの強化、および市民の健康と介護体制の充実についてのご質問にお答えします。

介護予防事業の実施主体は構成市になりますが、広域連合は介護保険の保険者として坂井地区全体の共通認識を持ち、取り組めるよう協議を進めております。具体的には、短期集中C事業について、構成市と専門職から現場の意見を直接伺い、現状を把握しております。あわせて、県のアドバイザーにも参画していただき、専門職には動機付け支援を徹底して行ってもらうことで、介護状態への移行を防ぎ、短期集中C事業の利用者の増加につなげたいと考えております。

ウェルビーイングの実現には、健康だけでなく、安全安心・地域とのつながり・経済的安定といった要素が不可欠であり、介護予防はこれらを統合する基盤として機能します。こうした視点を持って連携を深め、施策の効果を持続的に高めていくべきと考えております。

また、医療と介護の連携推進につきましても、多職種間の連携を強化し、職種間の業務分担や現場の負担軽減につながる取り組みをさらに推進していきますので、ご理解を賜

りますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 15番、永井純一議員。

○15番（永井純一） はい。多くの質問事項に丁寧に答えていただき、ありがとうございます。これまで多くの課題が指摘されてきましたが、今の状況では数字を見ても、手一杯のように感じます。これからどうなるのかという思いがあり、本当に悩ましいところだと思います。

考え方を転換する必要があるのかもしれませんが。要するに、介護に従事する人手不足の解消が第一だと思います。また、介護認定者数を減少させるためには、健康予防・介護予防が非常に重要になると考えます。これは広域連合だけでなく、構成市のトップリーダーのお二人の考え方がこれから重要になってくるので、それを反映させていくことが大切だと思います。

今、介護制度に限らず、さまざまな場面で国からこれをやりなさいという指示が自治体に下されています。例えば、これまでの行革で職員が減らされてきたため、今は大変な状況になっていると感じています。本当に職員を減らしても良いのかというところに来ているのが現状です。日本中の自治体で、さまざまな災害が増加しており、これからは箱物行政ではなく、本当に命を守るインフラ整備が必要です。医療や介護は命のインフラとして、ここに集中的に投資していかなければならないと思っています。ここはリーダーの腕の見せどころだと思います。

今後の介護についても、公務員化を目指すということですが、単に公務員にすることが目標ではなく、安定した職業として皆さんに目指していただけることが重要だと思います。このままでは介護需要が増加しますので、介護に至らない状況が非常に重要だと考えています。健康予防・介護予防を両市ともメインにして推進しても良いのではないのでしょうか。その点について、連合長の見解をお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 池田連合長。

○広域連合長（池田禎孝） はい。人間の幸せ、つまりウェルビーイングの観点から、一番大事な要素だと思います。自分らしく、いつまでも生き生きと自分の地域で暮らせることが、我々の願いだと考えております。

そのためには、若いうちから健康意識を高めることももちろん大事ですが、高齢者、あるいは後期高齢者になった段階でも、健康づくりや介護予防などが何よりも求められます。

構成市や広域連合においても、様々な取り組みを進めておりますが、一方で市民一人ひとりの意識を高めていくことが何よりも大切だと感じております。さまざまな取り組みをこれからさらに加速し、レベルアップしていく必要があると思いますので、その気持ちでしっかり取り組んでまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 15番、永井純一議員。

○15番（永井純一） はい。ありがとうございます。本当にこれからは勝負という感じだと思いますので、目に見える形で、また予防体制も行政の性質上、縦割りの部分が多いのではないかと思います。いろんなところと連携しながら、市民の皆さんが子供からお年寄りまで取り組めるものが必要だと思います。ぜひそういったことも発揮していただいて、介護体制の充実も含めて、当広域連合でもどんどんアイデアを出していただいて、頑張ってくださいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（川畑孝治）　続きまして、7番、野沢裕希議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治）　7番、野沢裕希議員。

○7番（野沢裕希）　7番、野沢裕希です。通告に従いまして質問させていただきます。

私は東京からの移住者ですが、先日の視察で代官山斎場の利用料を見て驚いたので内容は火葬場料金の維持と安定運営について、質問させていただきます。

現在、広域連合の管理する代官山斎場の火葬料金は1万円と全国的に見ても低い水準に保たれています。しかし、これは決して当たり前のことではありません。

例えば、東京の例を見ますと江戸川区の瑞江斎場では都民でも5万9,600円、都民以外は7万1,520円となっています。一方で、大田区などの広域組合が運営する臨海斎場では組合内住民が3万4,500円、組合以外では7万円と設定されています。

同じ公益施設であっても、運営形態や契約の仕組みによって料金にこれほどの差が出ているのです。こうした現状を踏まえれば、将来外資系や民間の運営委託が進めば、地方でも料金が大きく上がる可能性は否定できません。

そこでお伺いいたします。広域連合が運営する代官山斎場、火葬料金現在の1万円という料金を維持するために、どのような経営努力や、また直近数年の収支状況、老朽化対策設備更新計画、経費の見込みを明らかにしてもらい財源の確保策を講じているのかお答えください。

2問目です。他の地域では、外資系企業の参入によって料金が急激に高騰した事例もあります。広域連合として、こうした事態を未然に防ぐための制度的、あるいは契約上の仕組みを備えているのかどうかお聞きします。

3つ目です。やむを得ず料金改定が必要となる場合でも、急激な値上げは避けるべきです。段階的な見直し、基金の活用、更新費の平準化、説明資料の公開、低所得世帯への減免などが考えられますが市民負担を抑える仕組みをどのように検討しているのか、将

来の料金見通しとあわせてお答えください。お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 村中事務局長。

○事務局長（村中順子） 最初に1点目の広域連合が運営する火葬場について、直近数年の収支状況や老朽化対策設備更新計画とその経費見込みについて、ご質問にお答えします。

まず、直近3年間の決算額をお答えします。まず、令和4年度歳入は約1億2,024万円、歳出は約1億1,558万円、令和5年度の歳入は約8,727万円、歳出は約8,257万円、令和6年度歳入は約5,480万円、歳出は約5,067万円となっており、いずれの年も収支、実質収支が黒字となっております。

次に、老朽化対策および設備更新については、点検修繕年次計画書に基づき、毎年点検を実施し、その結果を踏まえて修繕箇所の見直しを行っております。点検修繕に係る経費見込み額は、令和8年度から令和12年度まで5年間で6,070万円、年平均で1,214万円を見込んでおります。

続きまして、2点目の現行料金である1万円を維持するために実施している経営努力や財源確保策、今後の料金改定の予定や可能性についてお答えします。

代官山斎苑では公募により選定した指定管理者制度を持ち、委託方式で運営しております。このことにより、民間企業の有するノウハウを活用し、運営の効率化と費用削減に取り組んでおります。

財源につきましては、令和6年度歳入実績では、構成市負担金が約2,866万円で全体の52.3%、火葬使用料および霊柩車使用料が約2,082万円で38%、繰越金などのその他の収入が約532万円で9.7%となっております。

今後の料金改定につきましては、昨今の物価高騰に伴いまして、燃料費や電気代、人件費など施設運営にかかる経費は増加しておりますが料金の値上げなども一つの選択肢と

して認識しております。

しかしながら、坂井地区ではこれまで公共サービスの一環として、利用者の負担を一定にするため、公的補助を行ってきた経緯もございます。今後におきましてもその点を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと思っております。

また、県内の近隣の火葬場料金を調査したところ、代官山斎苑と同額の施設が大半であることも確認しております。なお、坂井地区には赤坂聖苑もございます。市民サービスの面で格差が生じないように、赤坂聖苑の状況を確認しながら適切に対応してまいりたいと思います。

次に3点目、外資系企業参入等による料金高騰を防ぐための制度的・契約的仕組みについてのご質問にお答えします。

火葬場の設置につきましては、墓地埋葬等に関する法律で都道府県知事の許可が必要となります。また、厚生労働省が公表する全国火葬場データベースによりますと、外資系を含む民間企業が設置主体の火葬場は東京都含む関東地方で3県、四国地方で2県、沖縄県などごく限られた地域にとどまっております。全国的に見ても、民間の火葬場は非常に少ない状況です。また、福井県内は全て公営の火葬場で賄われていることから、新たに民間企業が知事の許可を得て参入するのは現実的に困難だと考えます。

最後に4点目の、仮に料金改定が避けられない場合、市民負担を軽減するための支援策や低所得者世帯への配慮についてのご質問にお答えします。

先ほどの回答と重複いたしますが、料金改定についてはこれまで公共サービスの一環として、利用者負担を一定にするために公的補助を行ってきたことでもありますので、今後も慎重に検討してまいりたいと思っております。

低所得者世帯への配慮につきましては、現在生活保護を受けている方には、使用料を減免する対応をとっております。それ以外の低所得者世帯につきましては、一般の方と同様、1万円をいただく形をとっておりますが、仮に使用料の値上げが必要になった場合、生活保護世帯以外の低所得世帯への配慮につきましても、近隣市町の動向を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 7番、野沢裕希議員。

○7番（野沢裕希） はい。新しく外資系の企業の場所ができるというよりも、赤字経営となったようなときに、外資系業者への委託や移行が進みやすくなるのではと思っているのですが、その点についてはどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 村中事務局長。

○事務局長（村中順子） 料金値上げに関しましては、現状を維持しつつ、今財源をどういう形であるのかというご質問にもありましたが、構成市負担金と、霊柩車基金積立で対応できる部分はあります。

これからの人口動態にも関わってくるのですが、第9期介護保険事業計画の中でも、2040年までが後期高齢者が増加する傾向にございますので、それを踏まえた火葬場の処理件数に基づき、料金の検討もしていきたいと思っております。したがって、今は外資系の参入は想定しておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 7番、野沢裕希議員。

○7番（野沢裕希） はい。7番の野沢です。現在、黒字経営であるのは利用者が多いためだと伺っていますが、やはりこれから人口の増減を長期的に見ていくと、この水準の料金を維持できるかどうかは不透明だと感じています。

そこで、その世代になったときに急激な値上げをすることは避けていただきたいと考

えています。統計的に人口がこれからどうなるかはわかってきていますので、長期的な
スパンで、ぜひ今のうちから持続可能な運営や料金の維持の仕組みを考えていただけれ
ば、市民の安心につながるのではないかと思います。

また、広域連合として持続可能な施策を検討していただければと思います。以上で終
わります。

○議長（川畑孝治） 続きまして、16番、北浦博憲議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 16番、北浦博憲議員。

○16番（北浦博憲） はい。最後の一般質問となりましたが、いましばらく、よろしく
お願いします。

それでは、私はアンケート調査から見えた課題への取り組みについてということで、
第9期介護保険事業計画第2章高齢者を取り巻く現状と課題、その2番目のアンケート
調査結果結果から見る現状と課題について、ご質問させていただきます。

まず、本アンケートは、計画策定の基礎資料とするため高齢者の日常生活や健康状態、
ならびに保健福祉サービスなどの利用状況および今後の利用意向を把握する介護予防日
常生活圏域ニーズ調査要介護高齢者の在宅での介護状況や介護をしている家族の就労状
況を把握する在宅介護実態調査などを実施したものであります。

アンケートにより明らかとなった課題への取り組み、現在までの取り組み状況につい
てお伺いをいたします。

質問事項としまして、1点目介護予防日常生活圏ニーズ調査の中の一つ目、地域活動
の先導役となる人材の発掘育成の施策、2つ目、身近な地域との関係を深めることがで
きるよう、見守り支援や身近な人たちと交流ができる環境作り、3つ目、地域で自分ら
しく最後まで生活できるよう地域包括ケアの中核となる地域包括支援センターの役割やフ

レイル、アドバンス・ケア・プランニング、人生会議についての周知、そして2点目の在宅介護実態調査の中の1つ目、仕事と介護が両立できる環境の整備、2つ目、在宅で介護を行う介護者の不安を少しでも解消できるよう、要介護度や認知度、認知症に応じた施策の実施、以上の課題への取り組み状況につきまして答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 村中事務局長。

○事務局長（村中順子） アンケートの結果から見えた課題について、どういう取り組みを行っているのかとのお質問にお答えします。

このアンケート調査は、第9期介護保険事業計画を策定するための基礎資料として策定年度の前年度にあたる令和4年度に実施したものです。

まず1点目の介護予防日常生活圏域ニーズ調査についてお答えします。

調査結果で、参加意欲が19.3%であった。地域活動についての項目では、現在、構成市や市社会福祉協議会が中心となり、生きがい作りや社会参加の担い手となる人材発掘や育成に取り組んでおります。

具体的には、フレイルサポーターや生活介護支援サポーターといった有償ボランティアを育成しており、7月末現在、フレイルサポーターで170人、生活介護支援サポーターで83人が養成研修を受講しております。

次に、身近な地域との関係を深めるため、見守り支援や交流が行える環境作りの項目についてお答えします。身近な支援者となる区長民生委員、福祉推進員を中心に、地域包括支援センター職員、介護の専門職が地域の中で見守り支援や地域の居場所づくりに関わっています。

続きまして、地域包括支援センターの役割やフレイルとアドバンス・ケア・プランニングの周知方法についてお答えします。

地域包括支援センターの役割について知っている方は、前回の調査結果の17.9%か

ら2.9%上昇しており、これは構成市によるホームページ掲載や各種関係機関の窓口にチラシを設置したことなどにより周知が図られてきているものと考えられます。

次に、フレイルに関する調査結果では、前回の調査結果の24.6%から11.3%上昇しており、こちらにつきましても、構成市が市民に向けた出前講座やイベント実施など広報活動に継続して推進してきた効果が出始めたものと捉えております。

続きまして、アドバンス・ケア・プランニングの項目では、前回の調査結果の21.2%から7.4%減少している結果であり、引き続き在宅医療介護連携推進会議において、関係者とともに普及啓発に向けた協議や、更なる取り組みの強化を図っていく予定をしております。

これらの関連項目の取り組みは、構成市に委託し、取り組んでいただいているものですが、保険者である広域連合としましても今後も引き続き構成市と連携し、現状把握、課題分析、課題解決に向けた方向性など情報共有に努め、第10期介護保険事業計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、2点目の在宅介護実態調査についてお答えします。

坂井地区の主な介護者は60歳以上が71.9%を占めており、そのうち仕事を続けながら介護している方はほぼ半数にのぼる状況でした。

このことから、地域包括支援センターでは、仕事と介護を両立しながら、少しでも介護者の不安を軽減できるよう、家族介護支援の一環としまして、家族介護教室や交流事業を通じて介護に関する研修や座談会を開催しております。

また、広域連合では坂井地区介護者負担アセスメントシートの積極的な活用を推進しており、介護負担のリスクの高い家族介護早期発見、早期支援に繋げられるよう、居宅介護支援事業所および地域包括支援センター職員を対象とした研修会を開催しております。

さらに、構成市では認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪とした認知症カフェなど、様々な施策を推進しております。

今後も、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、認知症も含む家族相談支援の充実を関係機関と連携して取り組んでまいります。

また、今年度は先ほども申しましたが、第10期介護保険事業計画の策定に向けまして、同様のアンケート調査を実施することとなっております。その調査結果を踏まえまして、地域住民のニーズに応えることができるよう協議してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 16番、北浦博憲議員。

○16番（北浦博憲） はい、ご答弁ありがとうございました。今の話を聞いて、いろいろと成果が出ていること、特にフレイルの周知度が高まっていることに非常に嬉しく思います。このような取り組みを続けていただきたいと考えています。その中で、2つだけ再質問をさせていただきます。

1つ目ですが、先ほどの介護予防日常生活圏域ニーズ調査の中で、高齢者が身近な地域との関係を深めることについて、区長や民生委員を中心に、地域包括支援センター職員が地域連携の中で見守り支援や地域の居場所づくりに関わっているとの答弁がありました。具体的にどのように関わっているのかをお示しいただきたいと思えます。

2つ目は、令和9年度からの第10期計画で基礎資料となるアンケート調査が今年度実施されると思いますが、介護を取り巻く状況がさまざまに変わってきています。現在訪問介護事業所と外国人従事者との関係などが変化していますし、今日の新聞報道では、男性が家庭での介護に悩みを抱えているという内容もありました。このように状況が変わってきていますが、そういった状況の変化に伴うアンケート内容の見直しなどは今後行う予定があるかお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局長（江川欣男） ただいまの質問に対して、私からお答えします。まず、1つ目

の見守り支援と地域の居場所づくりの具体的な関わりについてお答えいたします。

見守り支援につきましては、区長や民生委員、福祉推進員がこれまで相談支援の役割に基づき、見守り活動を行ってまいりました。しかしながら、地域住民の複合的かつ多様化した課題に対応するため、地域包括支援センターの職員と連携し、同行訪問の機会を増やしています。また、地域包括支援センター職員が民生委員の定例会に出席し、認知症高齢者への声掛けのポイントなどを継続して説明しているため、民生委員だけでなく、身近な地域住民も気づき意識が高まっているという報告が、地域包括支援センターの運営協議会でなされています。

さらに、地域の居場所づくりにつきましては、構成市が中心になって地域交流の拠点づくりに取り組んでいます。例えば、サロンと呼ばれる介護予防活動の居場所づくりを地域住民が主体となり、民生委員や福祉推進員も参加しながら進めています。現在、坂井地区内のサロンの数は、令和7年の3月末時点で合計83か所になっています。

次に、2つ目の本年度実施するアンケート調査について、内容の見直しを行うのかというご質問にお答えいたします。本年度は、先ほどご説明いただいたとおり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅生活介護実態調査を実施しますが、そのアンケートの設問内容は国から示された項目を必ず取り入れなければなりません。

ニーズ調査では国が示した設問が9つあり、在宅介護実態調査では10項目の設問が国から示されています。そのため、この設問については継続して実施する予定です。また、広域連合が独自に設問を追加して調査しているフレイルや地域包括支援センター関係、アドバンス・ケア・プランニングの各設問についても、住民意識の推移を引き続き捉えていきたいと考えています。

なお、2つのアンケートにおいて、介護予防政策の地域診断や分析評価の専門家に今年度委託を予定しています。新たな設問の追加や内容の見直しについては、分析評価の専門家と協議しながら、地域の抱える課題を特定し、次期の計画において必要な政策となるよう進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 16番、北浦博憲議員。

○16番（北浦博憲） ご答弁ありがとうございました。確かに、アンケートは次の10期計画の基礎となる重要な資料でございますので、的確な時流を踏まえた上で調査を行っていただければ幸いです。

それと、今のサロンについてのお話でしたが、やはり地域の見守り活動は非常に重要なことです。構成市とよく話し合いながら、もし構成市で不足している点があれば、その点についても考慮し、金銭的な面で調整をしていただくことが非常に大切だと思います。これからもよろしくお願ひ申し上げます。以上で私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（川畑孝治） 以上をもって一般質問をすべて終了いたしました。

○議長（川畑孝治） ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時55分から再開したいと思います。よろしくお願ひいたします。

（午後2時45分 休憩）

（午後2時55分 再開）

○議長（川畑孝治） 休憩前に引き続き会議を行います。

◇認定第1号から認定第3号の一括上程、提案理由及び議案内容の説明◇

○議長（川畑孝治） 審議の都合上、日程第7、認定第1号、「令和6年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第9、認定第3号、「令和6年度坂

井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定について」までの決算認定3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川畑孝治) 異議なしと認めます。

よって、日程第7、認定第1号から、日程第9、認定第3号までの決算認定3件を一括議題といたします。

理事者から提案理由及び議案内容の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(川畑孝治) 池田広域連合長

○広域連合長(池田禎孝) ただいま上程されました、認定第1号「令和6年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第3号「令和6年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定」の3議案について、提案理由を申し上げます。

認定第1号から認定第3号までの3議案は、一般会計をはじめとする各会計の令和6年度歳入歳出決算を、監査委員による決算審査での意見を付して提出するもので、議会の認定をお願いするものでございます。

各会計の決算の概要につきましては、事務局長から説明いたします。

以上、3議案の提案理由とさせていただきますので、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川畑孝治) 村中事務局長。

○事務局長（村中順子） それでは、認定第1号から認定第3号までの令和6年度坂井地区広域連合、一般会計、介護保険特別会計、代官山墓地特別会計の歳入歳出決算について、その概要をご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。まず、認定第1号「令和6年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。歳入合計7億1,971万7,106円、歳出合計6億9,897万4,741円、歳入歳出差引額は、2,074万2,365円となりました。次に、21ページをご覧ください。一般会計の実質収支に関する調書でございます。翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額となります。次に、25ページをご覧ください。認定第2号「令和6年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入合計118億1,185万3,383円、歳出合計117億8,156万9,218円、歳入歳出差引額は、3,028万4,165円となりました。次に、46ページ、実質収支に関する調書です。翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額となりました。次に、49ページをご覧ください。認定第3号「令和6年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入合計338万9,724円、歳出合計267万98円、差引額は、71万9,626円 となりました。次に、54ページ、実質収支に関する調書です。翌年度に繰越すべき財源はございませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額となっております。

以上、認定第1号から認定第3号までの令和6年度坂井地区広域連合一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算額についてご説明いたしました。なお、各会計の決算の内容につきましては、「主要な施策の成果報告書」等でご確認くださいませよう、お願いいたします。

説明は、以上でございます。

○議長（川畑孝治） 提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

◇認定第1号から認定第3号の質疑、討論、採決◇

○議長（川畑孝治） 次に、認定第1号、「令和5年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第3号、「令和5年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定について」まで認定3件について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、松本朗議員。

○11番（松本朗） 介護保険特別会計についてお尋ねします。令和6年度の決算において、この特別会計は実質単年度収支がマイナス2億1,640万円となっています。

令和6年度というのは、先ほどの質疑の際に僕の認識に誤りがあったのですが、令和6年は第9期計画の初年度ですよ。令和5年度は第9期の最終年度であり、その実質単年度収支はマイナス1億1,700万円余りでした。第9期の事業の初年度は、それを上回る単年度収支の赤字が2億1,640万円となります。これはもともとこの事業計画を立てるにあたって想定されていたことなのではないでしょうか。私の認識では、3年間の運営の中で収支がトントンになることを想定して事業計画を立てると思います。一般には、例えば現在の物価高騰を考慮に入れるなら、初年度が黒字になり、3年目に赤字になるという認識もあります。しかし、第8期最終年度よりも第9期の初年度の赤字が大きく増える場合、この令和6年度から令和8年度にかけての事業計画上の収支の見込みは、果たしてうまく成り立つのでしょうか。この状況は想定とおりの認識なのでしょうか。

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） ただいまのご質問にある実質収支が計画にどのように影響するかについて、ご説明いたします。

実質収支額は、翌年度に繰り越される繰越金であり、令和7年度の予算編成において

補正を行ったうえで、その年度の単年度に必要な経費の財源として充てられます。

一方で、第9期事業計画に必要な給付費の財源は、給付の需要と供給のバランス、介護報酬改定率の増加、準備基金の取崩額などを総合的に勘案して算定します。これらを踏まえた上で、第1号被保険者の保険料水準も決めていくという考え方です。

したがって、令和6年度の実質収支のうち、翌年度に繰り越して使用する金額は、令和7年度の補正予算に反映します。現時点で第9期に必要と見込まれる財源は、3年間で約344億円ですが、給付費が当初見積りより増加しているため、令和7年度、令和8年度の推移を注視しつつ、第10期計画に必要な財源を改めて検討してまいります。

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員。

○11番（松本朗） 質問は、想定とおりかどうかということ聞いています。現状、これだけ赤字があるため、もちろんその計画を踏まえて第10期を考えることは重要で、準備基金を取り崩すことで対応することも考えられると思います。ただし、初年度からこれだけ赤字が大きく、実質単年度収支がマイナス2億円であるということは、見通しとおりだったのかという質問です。もう一度改めてお尋ねします。

次に、2つ目の質問ですが、この第9期計画では65歳以上の人数が10万7,000人となっており、その前の年の計画では65歳以上が10万6,000人と、1,000人の増加が見られます。しかし、介護保険サービスにかかる費用については、第8期が354億円、第9期が344億円と、給付費が減少するという計画になっています。これはどういうことなのか説明できますか。

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） 冒頭のご質問の趣旨に沿って、お答えさせていただきます。第9期計画上ではご承知のとおり、計画策定の初年度の前年度にさまざまな調査を基に

推計し、第1号被保険者の負担割合も含めて、事業計画を策定しております。推計では、坂井地区の高齢者人口は2040年度までは右肩上がり増加傾向にあり、当然サービス提供量や給付費もそれに伴って増加していくと見込んでおります。

ただ、3年ごとの事業計画の見直しを行っておりますのは、なるべく短い期間の中で社会情勢の変化を捉え、新たな計画を策定し、更新していくという介護保険制度の仕組みでございます。この3年に1回見直しを行いながら、保険料や必要な財源の確保についても検討していくというような仕組みになっておりますのでご理解をお願いいたします。

なお、高齢者人口は、坂井地区の中でも、あわら市に関しましては高齢者人口がもうピークにきてまして、横ばい傾向と計画上になっております。なお、坂井市におきましてはまだ2040年まで右肩上がりに上がっていくということで、坂井地区全体では緩やかに高齢者人口は増えていくと見込んでおります。

給付額につきましては、介護報酬の改定の影響が今後表れる可能性があります。3年に1回の見直しを行い、内容に沿った計画を進めてまいりたいと思います。令和6年度が初年度であるため、先ほどご指摘のあった実際の人口減少については、想定よりも若干の変化がございます。見込みと実績が完全に一致することはないため、差異はあり得ますが、今後は数値を丁寧に分析し、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員。

○11番（松本朗）今の答弁では、想定内なのかどうか分かりにくかったため、認識を再確認します。まず1点目です。高齢者人口は増加している一方で、この事業計画ではサービスが354億円から10億円減ると見込まれていると理解してよいのでしょうか。令和6年度を終え、現在は計画の2年目に入っており、既に半分以上が経過しています。このような状況の下で、計画上の見込みと現実のサービス提供との関係をどのように認識しているのか、お答えください。

次に、令和8年度の予算編成はこれから作業に入る段階ですから、第9期の計画全体

の見通しが立つ局面とも言えます。今の収支見通しについて、赤字がさらに拡大するのか、あるいは黒字に転じるのかといった点も含めて、どのように見込んでいるのかご説明ください。

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） はい。予算措置と事業計画上の必要な経費についてご説明させていただきます。現在、令和8年度に向けて予算措置を行っている段階ですが、給付費が不足しないようにできる限りの予測をしながら、需要と供給のバランスを見つつ進めていきたいと考えています。扶助費になりますので、予算をしっかりと確保することが重要と考えております。

一方、計画上の保険料については、計画期間の給付額を344億円、基金の取崩額を4億と見込み、第1号被保険者の保険料は定めております。今年度は、中間年度にあたりますので、PDCAサイクルの評価も含めて、必要なサービスが本当

に必要な人に届くよう努力してまいりますので、ご理解いただければ幸いです。

○議長（川畑孝治） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 質疑なしと認めます。

○議長（川畑孝治） ここで、代表監査委員の退席を許可します。大変ご苦勞様でした。

○議長（川畑孝治） これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 討論なしと認めます。これより、日程第7、認定第1号、「令和6

年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（川畑孝治） 次に日程第8、認定第2号、「令和6年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（川畑孝治） 次に日程第9、認定第3号、「令和6年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、認定第3号は、原案のとおり認定することに決定しました。

◇議案第8号から議案第10号の一括上程、提案理由及び議案内容の説明◇

○議長（川畑孝治） 次に、審議の都合上、日程第10、議案第8号、「令和7年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）」から日程第12、議案第10号、「令和7年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）」までの議案3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第8号から、日程第12、議案第10号までの議案3件を一括議題といたします。

理事者から提案理由及び議案内容の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 池田広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝） ただいま上程されました、議案第8号から議案第10号までの3議案について、提案理由を申し上げます。

これらの3議案は令和6年度の決算が確定したことに伴う繰越金の増額や構成市負担金を減額し財源更正を行うものの他基金への積み立てや国県の交付金の返還金等の予算を補正計上するものでございます。

議案第8号令和7年度坂井地区広域連合一般会計補正予算第1号の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ2億1,570千円を追加し予算、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,160万4千円とするものでございます。

議案第9号令和7年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算第1号の補正額は歳入歳出それぞれ1億2,976千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,964万2千円とするものです。

議案第10号令和7年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算第1号の補正額は歳入歳出それぞれ73万6千円を増額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,300千円とするものでございます。

なお、各会計の補正予算の概要につきましては、事務局長から説明いたします。

以上、3議案の提案理由とさせていただきますので、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川畑孝治） 村中事務局長。

○事務局長（村中順子） 議案第8号から10号までの令和7年度坂井地区広域連合一般会計介護保険特別会計、代官山墓地特別会計の補正予算について、概要をご説明いたします。

128ページをご覧ください。議案第8号、令和7年度坂井地区広域連合一般会計補正予算第1号について、歳入歳出それぞれ2億1,577千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,160万4千円とするものです。

次に131ページをご覧ください。事項別明細書の歳入です。分担金および負担金では、1億8,642千円を減額し、財産収入5万7千円を増額、繰越金では2,074万2千円を増額するものです。

次に132ページをご覧ください。歳出ですが、基金積立金に30万6千円を積み立て、諸支出金で、国県への返還金1億8,511千円を計上しております。

次に、137ページをお願いします。議案第9号、令和7年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算第1号について、歳入歳出それぞれ1億2,976千円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億1,964万2千円とするものです。

次に、140ページをご覧ください。事項別明細書の歳入です。分担金および負担金は、構成市負担金2,917万1千円を減額、財産収入では205万1千円を増額、繰越金では、構成市負担金、第1号保険料、国県の交付金など3,028万4千円を増額するものです。諸収入9,981万2千円は支払基金からの追加交付金を計上しております。

次に、141ページをご覧ください。歳出は9,280万2千円を2つの基金に積み立て、1,017万4千円は、国県への返還金となっております。

次に、148ページをご覧ください。議案第10号、令和7年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算第1号について、歳入歳出それぞれ73万6千円を追加し、予算の総額を283万8千円とするものです。

続いて、151ページ、152ページをご覧ください。事項別明細書ですが、歳入では、令和6年度繰越金73万6千円を計上し、歳出では同額を代官山墓地基金に積み立てるものです。

以上、議案第8号から10号までの概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（川畑孝治） 提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

◇議案第8号から議案第10号の質疑、討論、採決◇

○議長（川畑孝治） 次に、議案第8号、「令和7年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）」から議案第10号、「令和7年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）」まで議案3件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 討論なしと認めます。これより日程第10、議案第8号、「令和7年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川畑孝治） 次に日程第11、議案第9号、「令和7年度坂井地区広域連合介護

保険特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川畑孝治） 次に、日程第12、議案第10号、「令和7年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◇議案第11号の上程、提案理由及び議案内容の説明◇

○議長（川畑孝治） 次に、日程第13、議案第11号、「財産の取得について」を議題といたします。

理事者から提案理由及び議案内容の説明を求めます。

○広域連合長（池田禎孝） ただいま上程されました、議案第11号「財産の取得について」について、提案理由を申し上げます。

本案は、霊柩車2台を1,746万7,822円で取得するものであり、株式会社光岡自動車を契約の相手方として仮契約を締結いたしております。

つきましては、事業者と本契約をしたく、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく審議いただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川畑孝治） 提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

◇議案第11号の質疑、討論、採決◇

○議長（川畑孝治） 次に、議案第11号、「財産の取得について」について質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 討論なしと認めます。これより日程第13、議案第11号、「財産の取得について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長（川畑孝治） 日程第14、「議員派遣の件について」を議題といたします。本件につきましても、配付した資料のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（川畑孝治） 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定しました。

◇閉議の宣告◇

○議長（川畑孝治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（川畑孝治） 閉会にあたり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（池田禎孝） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、慎重なご審議のうえ、令和6年度決算をはじめ、提案いたしました議案すべてにご決議を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

本会議におきまして、いただきましたご意見等については、これを十分に踏まえ今後に万全を期してまいりたいと考えております。

本年度も上半期が終わろうとしておりまして、各種事業の進捗を的確に把握し今後もスピード感を持って全力で取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、これからまだまだ暑い日が続いていくわけでございます。議員各位におかれましては体調に十分ご留意いただき、引き続き広域連合の運営に対し、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

◇閉会の宣告◇

○議長（川畑孝治） これをもちまして、第82回坂井地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

○事務局補佐（伊藤昭平） 御起立願います。一同、礼。

〔 一同起立・礼 〕

午後3時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議長

議員

議員